

# 目 次

## ○第1号（1月22日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第 4 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第 5 議案第3号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第 6 議案第4号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第10号）	12
日程第 7 議案第5号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	32
日程第 8 議案第6号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）	33
日程第 9 議案第7号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）	35
日程第10 議案第8号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）	37
閉 会	39

令和 8 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

1 月 2 2 日 (木)

# 令和8年第1回榛東村議会臨時会会議録第1号

---

令和8年1月22日（木曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和8年1月22日（木曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第 4 議案第2号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第 5 議案第3号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第 6 議案第4号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第10号）
  - 日程第 7 議案第5号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
  - 日程第 8 議案第6号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）
  - 日程第 9 議案第7号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）
  - 日程第10 議案第8号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	新井佐智子君	2番	一倉靖子君
3番	柳岡利精君	4番	宮崎法文君
5番	浅見隆君	6番	須田仁美君
7番	三俣実君	8番	波多野佐和子君
9番	中島由美子君	10番	生方勇二君
11番	善養寺孝君	12番	清水健一君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務企画課長	一倉学君	税務会計課長	早川弘行君
住民生活課長	富澤光彦君	健康保険課長	碓井由果君
産業振興課長	狩野宏記君	建設課長	山口誠一君
上下水道課長	岡部貴一君	教育長	須永光明君
学校教育課長	湯澤知佐子君	生涯学習課長	村上誠君

---

事務局職員出席者

事務局長	関口健一	書記	天田華子
------	------	----	------

## ◎開会・開議

午後1時30分開会・開議

○議長（善養寺 孝君） ただいまから令和8年第1回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



## ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、8番波多野佐和子議員、9番中島由美子議員を指名いたします。



## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。



## ◎日程第3 議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書は1ページ、そして、議案参考資料1ページをお願いいたします。

初めに、提案理由についてご説明申し上げます。

令和7年の人事院勧告に基づきます一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正をする法律案が令和7年12月16日の参議院本会議で可決成立し、同月24日に法律等の一部を改正する法律として公布

されました。その一般職の職員の給与に関する法律の改定に準じまして、議会議員の期末手当の支給割合の改定を行おうとするものでございます。

概要の趣旨・目的は記載のとおりでございまして、一般職の職員の給与に関する法律の改定に準じまして、議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

改正の内容につきましては、給与法の改正により、年間の支給月数が4.6から4.65月と0.05月引き上がることから、給与法の改正により改正となる職員に準じ、議会議員の期末手当も0.05月引き上げるものでございます。

また、第1条において、令和7年度は12月賞与の支給月数で調整することから、12月期末手当の支給月数を2.30から2.35月とするものでございます。

また、第2条は、令和8年度において4.65月となっているものを、6月と12月とに均等に配分するため、おのおの2.325月とするものでございます。

議案書に戻りまして、1ページをご覧ください。

附則といたしまして、第1条の規定は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用となります。

また、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行となります。

説明につきましては以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま、人事院勧告の法律に基づいて、第1条で一般職の職員の給料の改定というお話から準じて、議員のボーナス、期末手当も上げるというお話ございましたが、準じるのであれば、本来、報酬と呼ばれている部分、給料に当たるような部分について、村で報酬審議会等あるんですが、人事院勧告に準ずるということであれば、それをご検討いただいたのかなと思ってるんですけども、それを見合ってこの0.05月なのかどうかお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 休憩します。

午後1時36分休憩

---

午後1時36分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちら本件については、改定がございませんので、審議会等につきましては開催しておりません。従前どおり、手当のみの改正ということでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） じゃそれでは、人事院勧告に準じてというよりは、榛東村独自に議会の議員の報酬、費用弁償については提案されたということになるかと思うんですが、それでよろしいかが1点。

そして、榛東村の場合は政務調査費というのはないので、それも勘案してこの0.05月というものが提案されていると考えてよろしいのでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 休憩します。

午後1時37分休憩

---

午後1時38分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらにつきましては、期末手当というところで、一般職の職員に規定しますこちらの法律に準じて改正を行ったものでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） そもそも、人事院勧告というのは、なぜここに及んで行われたかという趣旨ですね。そして、職員の給料を上げるに準じて議員を上げていくということ。政務調査費等を考える、もしくは、報酬審議会を開いた上で、期末手当だけがよろしいかということになったんかなと思うんですけども、その2つについてお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど申し上げさせていただいたように、報酬審議会については開催しておりません。

なお、2点目でございます人事院勧告、こちらにつきましては、人事院勧告、こちらは社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するという機能を有するものでございまして、そちら、常勤の国家

公務員の給与水準と民間の常勤の企業従業員の給与水準を均衡されるような形の基本に勧告を行っておりますので、そちらに準じております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 賛成10人、賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第4 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書は3ページ、そして、議案参考資料につきましても3ページをお願いいたします。

先ほど申し上げました一般職の職員の給与に関する法律の改定に準じまして、特別職の職員で常勤のものの期末手当支給割合の改定を行おうとするものでございます。

議案書4ページ、こちらが改正の改め文となります。

恐れ入りますが、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料3ページをご覧ください。

概要の趣旨・目的は、記載のとおり、一般職の職員の給与に関する法律の改定に準じまして、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給月数の改定を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、給与法の改正により年間の支給月数4.6月から4.65月と0.05月引き上がることから、給与法の改正により改正となる職員に準じまして、特別職の期末手当も0.05月引き上げるものでございます。

第1条におきまして、令和7年度は12月賞与の支給月数で調整することから、12月期末手当の支給月数を2.3から2.35とするものでございます。

また、第2条は、令和8年度において4.65月となっているものを、6月、12月と平準化するためにおのおの2.325月とするものでございます。

議案書に戻りまして、4ページをご覧ください。

附則といたしまして、第1条の規定は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用となります。

第2条の規定は、令和8年4月1日から施行となります。

説明につきましては以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 特別職のということで、旅費に関するところがあるんですが、旅費の中で、1キロメートル幾らとか、日当とかというのがあろうかと思うんですけども、全く特別職については従前の規定を適用するというのでよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 今提案させていただいている内容につきましては、こちらの期末手当の改正ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。



**◎日程第5 議案第3号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（善養寺 孝君） 日程第5、議案第3号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第3号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書につきましては5ページをお願いいたします。

今回、令和7年8月7日の人事院勧告に基づきまして行われた国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じまして、職員の給与及び諸手当などの見直し、その他、所要の改正を行うものでございます。

6 ページから12ページまでが改正分の改め文となっております。

恐れ入りますが、議案参考資料によりましてご説明申し上げます。

議案参考資料5 ページをご覧ください。

概要の趣旨・目的につきましては、記載のとおりでございます。

一般職の職員の給与に関する法律の改定に準じまして、今回の改正を行うものでございます。

第1条の改正内容につきましては、一般職の給与に関する法律の改正に準じ、職員の通勤手当の支給額の改正、宿日直手当の支給額の改正、期末・勤勉手当の支給月額の改正及び給料表の改正を行うものでございます。

通勤手当につきましては、通勤距離に応じて所要の改正を行うものでございます。

また、宿日直手当につきましては、「4,400円」から「4,700円」に引き上げとなります。

期末手当及び勤勉手当につきましては、年間の支給率が0.05月上がる改定となっておりますので、令和7年度は12月期で調整いたします。

各支給額の改正内容は、参考の表をご覧ください。

職員につきましては、一般の職員は期末手当を1.25月から1.275月、勤勉手当を1.05月から1.075月といたしまして、特定幹部職員は期末手当を1.05月から1.075月、勤勉手当を1.25月から1.275月となります。

また、定年前再任用短時間勤務（暫定再任用）職員につきましては、一般の職員は期末手当を0.7月から0.725月、勤勉手当を0.5月から0.525月とし、特定幹部職員は期末手当を0.6月を0.625月、勤勉手当を0.6月から0.625月となります。

給料表につきましては、給与法の改正に準じ、改正を行います。

また、通勤手当、宿日直手当及び給料表の改正につきましては、令和7年4月1日に遡って適用されます。

期末・勤勉手当の支給月額の改正につきましては、令和7年12月1日に遡って適用されます。

第2条につきましては、先ほど説明いたしました期末手当及び勤勉手当について、令和7年度に12月期で調整した期末・勤勉手当の支給月額を令和8年度で均等に配分するための改正でございまして、令和8年4月1日から施行するものでございます。

また、第3条は、会計年度任用職員の給料表の改正でございます。こちらにつきましても、職員の給料表の改正と同様に、令和7年4月1日に遡って適用されます。

説明につきましては以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいまのご説明の中で、議案参考資料5ページ、通勤手当で変更なしのところと変更ありのところがあるということでございますが、参考に、この片道5キロ未満、それから片道60キロ以上、該当する職員の人数をお願いします。

それとあと、ここの中で、一般職の職員と特定幹部職員というところがございますが、この人数もご説明ください。

以上、2点お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 休憩します。

午後1時53分休憩

---

午後1時55分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどご質問あった件につきまして、旅費等の中の通勤手当でございます。こちらにつきましての分類につきましては、今、手持ちの資料がございませんので、調べさせていただきます。報告させていただきたいと思えます。

また、幹部職員というところでもございました。こちらにつきましては、5級以上というところでもございます。そちらの人数につきましても、今、手持ちがございませんので、調べて報告させていただければと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 議会の本会議の中で報告ということをしていただきましたので、後で、本会議でなくてもいいので、必ず報告をお願いします。

そして、今度は議案参考資料6ページ。今言われました一般職と特定幹部職員の勤勉手当と期末手当の率が若干異なります。総務企画課長、人事行政において、この期末手当と勤勉手当の率が違うことによって、どのような効果が今村で発揮されているか教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 休憩します。

午後1時56分休憩

---

午後1時58分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 今回提案させていただいた理由等につきましては、こちらの国のほうの人勤にしましての給与改正ということでございます。先ほど、中島議員のお話ございました一般職と特定幹部職員で期末・勤勉手当のときの月数の違いがある、生じているというところにつきましては、再度、こちらで調べさせて回答させていただければと思います。よろしくお願います。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） そういう勤勉と期末が違うということで、これをせっかく変えるんですから、これをこのとおり支給されていることが多いんだろうと思うんですけれども、今、榛東村はこのとおり支給されていない人はいないという認識でよろしいでしょうか、誰と聞いているんじゃないの。という認識でよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） はい、中島議員がおっしゃるお見込みのとおりでございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第3号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第6 議案第4号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第10号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第6、議案第4号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第4号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第10号）の提案説明をいたします。

こちら、今回の補正予算につきましては、令和7年度国の補正予算に対応するものでございまして、住民サービスの向上を早期に目指す観点から、また、当初予算編成後に生じた理由によりまして、地方自治法第218条の規定により補正予算を提出するものでございます。

最初に、今回の議案となりました補正予算の理由ですが、国より物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、以下、交付金といいます、の交付限度額が示されたことによるものでございます。この交付金とは、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対しまして支援を行うものでございます。地方公共団体が地域の实情に合わせて必要な事業を実施するものでございます。

今回の提出した理由でございますが、国からの交付金の交付限度額が令和7年12月16日付で示されたものでございまして、村といたしましては、これまで数回の庁議で協議いたしまして、複数の事業プランを検討してまいりました。また、交付金の取りまとめ窓口であります群馬県の指導を仰ぎながら最終案をまとめてきた結果、本日の議案の提出となったものでございます。

議案書につきましては13ページ、議案参考資料は20ページをご覧ください。

議案書のほうになります。

令和7年度榛東村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出額それぞれ2億4,289万6,000円を追加し、総額をそれぞれ80億7,746万3,000円としようとするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分、金額、補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

続いて、第2条では、第2表繰越明許費を、第3条では、第3表地方債の補正を行おうとするものでございます。

それでは、議案参考資料20ページ、ご覧ください。

主要な補正事項を説明してまいります。

歳入から申し上げます。

なお、金額につきましては、説明ベースでございます。

16款2項物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億6,020万円、国の令和7年度補正に伴います国庫補助金の増額でございます。こちら、内容を申し上げますと、推奨事業メニュー分、うち、食料品等特別加算分4,912万2,000円が加わっております。

説明につきましては、歳出のほうで申し上げます。

同じく16款2項物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金4,954万3,000円。こちらにつきましては、国の令和7年度補正に伴います国庫補助金でございます。こちらにつきましても、説明につきましては、歳出のほうで申し上げます。

同じく16款2項学校施設環境改善交付金718万9,000円と23款1項学校教育施設等整備事業債1,050万円ですが、こちらにつきましては、令和7年第6回榛東村議会臨時会の議案第70号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第4号）で提案説明させていただいております10款2項小学校費3目学校建設費の工事請負費、南小学校長寿命化改良工事に関連するものでもございます。そのときに事業費の内訳として、文部科学省の学校施設環境改善交付金として3分の1以内、残額の90%については、学校教育施設等整備事業債を充当しておりますが、文科省が定める補助単価と実際の工事単価に相違がありまして、工事費の3分の1の補助が難しいと想定されますが、そのとき増額をお願いしている工事についても補助対象であるため、交付申請等の手続は行いますと説明をさせていただきました。今回、その交付金が交付される見込みが立ったため、国庫補助金等の財源を計上いたしまして、村の単独の一般財源を減額するなど歳入の内訳を変更しようとするものでございます。

続いて、20款1項財政調整基金繰入金1,546万4,000円につきましては、今回の補正に伴います一般財源となっております。こちらにつきましては、補助事業等の執行率等を考慮いたしまして、なるべく国に交付金を返還しないようにするために一般財源を充当しておくものでございます。

続きまして、歳出でございます。

こちら参考資料で申し上げますと、20ページでございます。

なお、金額は、事務事業ベースとなっております。

2款1項住まいの防犯対策補助事業508万4,000円。こちらにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金推奨事業メニュー分を用いまして、家屋への不法侵入や悪質な勧誘販売等によります被害を未然に防止するため、防犯対策品等の購入及び設置に要した経費に対して補助金を交付しようとするものでございまして、予算をご可決いただき次第、早急に交付要綱等を作成し、策定いたしまして、施行する手続等に取りかかりたいと考えております。

同じく2款1項経済活性化対策事業1億5,514万2,000円。こちらにつきましても、交付金の推奨事業メニュー分を用いまして、エネルギーや商品価格、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている村

民の消費を下支えするために、また、村内の小売店振興も考えまして、全村民を対象にしました（仮称）エンジョイ榛東暮らし応援お買物券を発行します。1人当たり1万円を予定し、予算をご可決いただき次第、運営委託やクーポン券発行のための事務に取りかかりたいと考えております。

3款1項老人福祉一般経費358万9,000円。こちらにも、交付金の推奨事業メニュー分を用いまして、在宅高齢者等配食サービスの価格高騰分の支援を行うことによりまして、高齢者の生活を支えるものでございます。事業所より物価高騰の影響を受け、値上がりとなりました村利用者が折半して、その値上がりした高騰分を支払っておりましたが、利用者の負担を軽減するためその値上がり分を村が負担しようとするもので、今までは補助対象は週3回までとなっておりましたが、週5回までとしようとするものでございます。

3款1項ふれあい館管理運営費540万円、こちらにも交付金の推奨事業メニュー分を用いまして、ふれあい館で使用できる利用券を全世帯に配布しようとするものでございます。こちらにつきましては、令和7年4月からふれあい館の入場料を値上げした経緯がございましたが、このたび、国の交付金が交付されることに伴いまして、ふれあい館の入場料無料券を配布いたしまして、村民の福祉の増進を図るとともに、光熱費高騰の負担を少しでも減らそうとしようとするものでございます。

3款2項物価高対応子育て応援手当4,954万3,000円。こちらにつきましては、物価高の影響は長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世代を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり2万円を給付しようとする国の施策の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金となっております。

4款3項上水道事業会計費689万3,000円。こちらにも交付金の推奨事業メニュー分を用いまして、上水道基本料金を減免することにより、村民の物価高騰の負担を少しでも減らそうとするものでございます。

その他歳出といたしましては、本臨時会に条例改正の議案を提出させていただいておりますが、令和7年国家公務員の人事院勧告に準拠した議員、特別職、職員の給与費、会計年度任用職員の報酬等を計上させていただいております。

また、議案参考資料46ページに、給与費明細書を添付させていただいております。

続きまして、議案書につきましては17ページ、議案参考資料は21ページとなります。

翌年度に繰り越して使用することができる経費といたしまして、先ほど説明申し上げました2款1項住まいの防犯対策補助事業508万4,000円、2款1項経済活性化対策事業1億5,514万2,000円、3款1項老人福祉一般経費358万9,000円、3款1項ふれあい館管理運営費540万円、そして、3款2項物価高対応子育て応援手当1,462万2,000円を繰越明許費に追加するものでございます。

最後に、議案書18ページ、議案参考資料は21ページとなります。

地方債を記載されたとおり変更するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、提案説明を終了させていただきます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

4 番宮崎法文議員。

〔4 番 宮崎法文君発言〕

○4 番（宮崎法文君） ただいまの総務企画課長から説明がありました。それで、私もいろいろ調べてみたんですが、今回のこの歳出予算については、なかなかいいんじゃないかなというふうには自分でも感じています。

それと同時に、今、総務企画課長が何回か課長さんを交えて会議をするような話をちょっとしていただんですけども、それは何回ぐらいこのことについて会議、会議というか、打合せをしましたかね。それをちょっと知りたいと思いますけれども。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 明確な回数については、すみません、手持ちで資料がございませんが、12月の庁議等もあります。また、その前からのときもありまして、数回ということで、先ほど答弁させていただきました。

○議長（善養寺 孝君） 4 番。

〔4 番 宮崎法文君発言〕

○4 番（宮崎法文君） 分かりました。

それで、各課長さんから、会議をしたときに、課長さん、みんないろいろな課があると思うんですけども、それに見合った支援の事案が出てきていると思うんですけども、特に各課でこういうことをしたいとか、こういうふうに支援金を使いたいとかと、そういう話は出る出ましたでしょうか、どうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらにつきましては、庁議終了後、各課長にでも残っていただきまして、いろいろと提案とお話を聞いたところでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 4 番。

〔4 番 宮崎法文君発言〕

○4 番（宮崎法文君） そうということで、打合せをした上で課長さんともこういう打合せの上でこう

ということが決まったということであれば、これはこれでいいと思いますけれども、あとは、村長さんにちょっと伺いたいんですが、このメニューが村民にとってベストであったかどうかという見解だけちょっと知らせてもらえれば、ありがたいんですけども。意見を求められている。

○議長（善養寺 孝君） 質疑だから、言い回しを。

〔「ベストだと思います」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 4番。

○4番（宮崎法文君） じゃ、ベストだと思いますかではどうでしょうか。同じ。

○議長（善養寺 孝君） うん。

南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 先ほど、総務企画課長が話をして、課長たちの会議の中でということで、やはりクーポン券と水道料金、こちらのほうの補助がいいんじゃないかというようなお話も、結果としてそのお話は受けております。

以前は、水道料金だけとか、過去、国の物価高騰やそれに類似する交付金るとき、水道料金の基本料金だけという政策をされていた時期もありますけれども、水道料金だと1人でも1世帯で、多分8人家族、10人家族でも1世帯と、結局、水道はその人数じゃなく世帯というか、その契約している部分になりますので、やはり一人一人の村民のところにきちんとその支援が行くということで、やはりこの1人当たりのクーポン券の金額を1万円とさせていただいたということでもあります。

実際、さっき、課長の説明の中で、そのうちの3,000円分でしたっけ、1人当たり3,000円分は最低でもクーポンなりお米券なり、報道で皆さんご存じだと思いますけれども、それ用にといいことでありますけれども、3,000円ではなくて1万円で、それぞれの必要な部分もご家庭によってこれに充てたい、こういうのに使いたいというところで使っていただきたいなと思っていますし、また、これは村内の事業者の方に、ご可決いただければこのクーポンを使っていいというお店の募集をしますけれども、やっぱり村内の経済もそれで回るのではないかと考えておりますので、私の中では、職員も含めて知恵を絞って、一番いい使い方ではないかと思って、提出をさせていただいております。

以上です。

〔「4番」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 3回目。

〔「3回目、やった」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 3回終わった。

〔「終わったのね。ありがとうございます」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 5番浅見隆議員。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 今、見解いただきまして、ありがとうございます。

クーポン券については、1万円というのはよくやっていただいたという気持ちを持っています。

水道料金の上水道の基本料の関係で、具体的なものをちょっと伺わなかったんですけども、ちょっとお聞きしたところでは、1か月ぐらいということをちょっとお聞きしたんですけども、これについて、1か月1,100円、世帯数が6,100というのをちょっと調べさせていただきましたけれども、これやるに際していい案なんですけれども、1か月のところがこの金額というか、1か月分をやるといふんだと何か水道課さんのほうでやるのに大変なんじゃないかなと、やるんなら3か月か6か月だとか、そういったものを作ってもらいたいし、そうじゃなかったら違うところに回してもらってもよかったんじゃないかなという考えを持っているんですけども、どうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの質問でございます。

今回の金額につきましては、先ほど歳入のほうでも説明させていただきました1億6,020万円ということで国のほうからお示しいただいた金額、さらに、先ほど村長が申し上げたように、食品等に対する支援といたしまして1人当たり3,000円というところは、これは明示されてはおります。それ以上の今回は榛東村のほうで、先ほど村長申し上げたように、生活の下支えをしたいということがございましたので、その金額とさせていただきます。

また、そういった中で配分を決める中で、やはり制度上、クーポン券を発行する時間的なところでのつなぎと言っては大変申し訳ないんですけども、生活者の方に対して、少しでも生活の下支えをしたいということで1か月分というところで、先ほど浅見議員さんおっしゃったような形ですが、水道料金の基本料金もこちらでまずは減免する、そういった形で支援をしていきたいと、そういうことでございます。水道の詳細な内容につきましては、また水道課のほうでの回答となります。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

3番柳岡利精議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 今回の補正予算、すごく早く対応していただきたいというふうに住民の方からも求められている内容であり、今回の臨時会、とても有意義だと思います。

ただ、もう少し説明をいただきたいところがございまして、今回、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらが約1億6,000が交付されていますが、実際に私としては、歳出のところ、経済活性化対策事業で全て割り当てられるのかなというふうに思ったんですが、約1億5,500万、そうですね、ですが、この差が出たのは何か別なところへの振替があったのかどうかということと、その経済活性化対策事業については、一般財源の1,000万近くの額も追加した形で使われて、合算した形

での1億5,500なっていると思うんですが、こちらのほうのご説明をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） これまでも、クーポン券を発行させていただいたときも同様な補正予算の組み方をさせていただいているんですけども、冒頭、課長のほうで、頂いたお金を返金することがないようにというお話をさせていただいているんですけども、要は、クーポン券も100%必ず使われるわけではないんですよ。で、その100%の金額で、例えば90%しか使わなければ10%を国にお金を返さなければいけなくなってしまうわけですよ。なので、そこが使ってもらわないと、最終的に何%の利用率だったかというのは分からないので、その部分を一般財源充てといて、そこはやっぱり多少全員が全員100%使わないので、その中でうまく国のほうのお金を返さないようにするために一般財源を充てておいて、その中でその要は使わなかった分は、一般財源が残る分にはそれは村に残るお金になりますんで、国に返さなくていいと、そういうような計算で財政の職員がとにかく返さないように、頂いたお金を100%使えるようにというところで予算を組んでいます。

水道料金は、基本料金が1,100円なんですけれども、100円は消費税なんですよ。で、消費税分にはこの交付金充てられないんですよ。なので、例えば3か月分とか半年分やっても、消費税分は一般財源を出さなきゃいけない。なので、そこで必ず、それでそれは減るとか、さっきのクーポンじゃないので、必ずかかってしまう一般財源になるので、そこよりもクーポンのほうを増やさせていただくと理解していただければと思います。

以上であります。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） これは、ある意味、ほかの自治体さんも同じような考慮をされている活動かどうかは分からないんですが、いろいろと工夫されているということはお伺いしました。できれば、説明の段階でも少しそのような話をいただけると、もっとスムーズに理解できるかなと、このような質問もなかったかなと思います。

続きまして、質問ですが、今回、そのような形で実際に実施するに当たって、クーポン券を選択されているというふうに、今回理解しました。ただ、今後のことも考え、ほかのデジタル化も含めて、マイナポイントもしくはマイナカードの活用というのが国も含めて推奨されている時代です。効率的なもの、実際に支給された交付金が直接住民の方に渡るその効率性、そして俊敏性も含めて、さらに上げていくため、住民サービスをしていくためには、先ほど言いましたマイナカードをうまく使っていた仕組みというものも考えられると思いますが、こちらのほう、どのように今回の中で検討されたか。そして、今後対応していく予定があるかどうか、この2つをお伺いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） ほかの自治体が自治体独自の〇〇ペイとカードだとか活用しているということはもちろん認識していますし、そういうことをできないかというところも検討させていただいたんですが、村内の事業者のほうで、結局、今度それをその電子決済なりそれをするものをまたそこで整備をしないとイケない、逆に言うと、それがないとこの手を挙げられない、それができないと手を挙げられないという部分等々もいろいろ考えて、クーポン券にしています。そのマイナンバーカードも村100%の方がそれを持っているわけではないですし、クーポン券であれば、何月何日現在にいる住民に配布するというところで、確実にその時点での村民に行き渡るという考えでさせていただきました。やっぱり費用対効果も含めて検討はさせていただいたところでもあります。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） いろいろな仕組み、QRコードでの対応だとか、いろいろとこうやることはあるとは思いますが、いろいろと取り組んでいらっしゃるということは理解しました。よろしくお願いします。

ただ、これが、またちょっと違う質問なんですけど、今回、学校教育の学校施設環境改善交付金、これを頂いておりますが、この交付金、実際、総務企画課長のほうからも説明があった3分の1という基準と残額の90%の基準、これを含めた形で、どのような条件でこの交付金が頂けたのかなというのを伺いたいのと、今回、その下に、例えば議案資料の20ページの23款1項に書いてある学校教育施設等整備事業債、こちらのほうが積み上げられている状況ですけども、実際、今回、この交付金、頂いた718万9,000円。これを本来であれば、基金とかに戻すのが私としての考えとしては普通、普通という言い方はおかしいですね。順番としては、頂いたお金は学校のためにもらったんだから、学校の基金に入れるというのが私としては落としどころなんですけれども、一般財源に持っていつているというところが少し質問させていただかなければならないことかなということなので、その2つの説明をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、柳岡議員のお話ございました1点目でございます。

こちらにつきましては、先ほども申し上げたとおり、変更によって、こちら長寿命化改良工事費用が増額になったということは、以前説明させていただいたところでございます。そういった中で、国のほうの補助金が本来も該当になったんですけれども、国の補助金の枠というのもございましたので、そちらで対象となるように協議をした中で、今回補助対象となる分が国のほうから見通しが立ったということでございます。

そういったところと、先ほどのこちらの事業債につきましては、村のほうの教育施設整備基金等で

はなくて、こちら起債という形でお金を借りる形になってございまして、文部科学省の学校改善交付金のところの残額、こちらの事業債ということで、普通交付税として算入されるということでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 休憩します。

午後2時36分休憩

---

午後2時37分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 工事費、こちら、改良工事で要した全体工事費の3分の1が補助金となっております。残りの3分の2のお金の90%が起債充当額ということでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

2番一倉靖子議員。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） ふれあい館の無料券を配布するというお話でしたが、何回ほど配布になるのでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 現在、毎年4月と10月におきまして、例えば、令和7年度は5枚、5枚割引券のほうを広報印刷させていただきました。

現在、本日提案した無料券の考え方は、5枚、5枚、4月、10月の10枚を予定しています。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 2番。

〔2番 一倉靖子君発言〕

○2番（一倉靖子君） ありがとうございます。

こちら100%使用しないと思うんですが、利用しない方もいらっしゃると思うんですけども、その利用しなかった余った分には再度また配布というお考えはないのでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） まず、事業といたしまして、7年度事業に充てる、また、繰越しに

よって、実質、令和8年度いっぱい使えるという条件がございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） これは広報に、4月号と10月号で広報につけさせている分500円、掛ける500円、今までは300円券で200円払っていただいたんですけども、全額500円を無料にするというものになります。

実績の過去のその広報の券をどのくらいの人が利用しているのかというところを加味しての金額になっていますので、基本的にこれも100%の金額ではないです。なので、もともとこれまでの広報の券の利用率ぐらいの割合で計算をさせていただいて載せさせていただいているので、そんなに余る予定ではこちらは考えていません。

○議長（善養寺 孝君） 5番浅見隆議員。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 参考資料の28ページなんですけれども、住まいの防犯対策補助金で360万と計上されているんですけれども、高齢者に防犯のグッズを用意するとあるんですけれども、具体的にどのようなもので、何人ぐらいを対象としているのか、説明お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 今現在のあくまでも制度設計ということでご説明させていただきたいと思います。

今回の事業、防犯対策ということで、対象者につきましては、村民を全体、年齢等を問わず想定しております。本村に住基等で登録されておまして、居住している者で、村税を完納している、そういった条件を検討しております。

また、こちら、補助限度額につきましては、2万円を上限といたしまして、買った購入、また、先ほど説明した設置した費用も含めます。こちらの3分の2、または補助限度額という形で制度設計をしております、こちらの算出の金額につきましては、2万円掛ける想定数が180世帯、こちら360万円のほうを計上とさせていただきました。

また、こちらの対象となる補助対象品目につきましては、現在制度設計で検討しているところは、家庭用防犯カメラ、そしてセンサーライト、またセンサーアラーム、カメラ付きインターフォン、屋外設置用警報ベル、防犯フィルム、補助錠、そういったものを想定しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番須田仁美議員。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 今、いろいろな質疑が出て、内訳等を教えていただいたものもあるんですけども、例えば、全てのクーポン券等を全て使われるわけではないという想定の内訳、あと、消費税というのも国の交付金からは出ないということで伺いました。そういったところの内訳をお伺いしたいのと、あとは、人勧のほうで給与のほうとかの載っているんですけども、この予算の歳出の内訳の中に、例えば住まいの防犯とかその対策費用のところ、会計年度任用職員等の報酬等が入っているんですが、こちらはそういった人勧についてなのか、それとも、この防犯についてするために交付金を用いて人を必要としているのかということのご説明などですね。人勧以外で給与等発生しているところなどの詳細をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの事業の内訳でございます。

こちらの経済活性化対策事業等につきましては、先ほど、須田議員のほうからもお話ございました議案参考資料28ページをご覧ください。

先ほど、こちらのところで、経済活性化対策事業債、その他委託料というところでこちらの金額、こちらが内訳となっております。

また、住まいの防犯対策補助事業、こちらにつきまして、27ページのところで、報酬といたしまして、会計年度任用職員報酬ということで計上させていただいております。こちらにつきましては、須田議員さんおっしゃったとおり、こちらの事業のために必要となる会計年度任用職員を募集するものでございまして、こちらの事業期間、想定ですと、令和8年の3月から事業等の構築等もございまして、そこから5か月間という形での会計年度の任用職員の費用を計上させていただいております。また、そういった人勧後に伴う給与等で勘案したものでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 休憩します。

午後2時46分休憩

---

午後2時51分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの答弁の続きでございます。

こちら、議案参考資料27ページ、こちら、住まいの防犯対策補助事業、こちらの会計年度任用職員、こちらにつきましては、新たに新規5か月分の費用等を予算計上させていただいているものでございまして、その他のところで、先ほど、増えたり減ったりというところは、いろいろと住居手当等で年

度途中で停止になったり、また扶養手当、お子様の出生等に基づきまして変化が生じたものにつきまして差引増減が出ている、そういった状況でございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 詳しくご説明ありがとうございます。

すみません、参考資料の20ページの学校施設環境改善交付金と学校教育施設等整備事業債について、詳しく内容についてはお聞きしたんですけれども、質疑等でお答えで分かったんですけれども、議員のほうも、第6回臨時会の70号ということで、手持ちの資料がないと数値等までは把握しきれないところでありまして、そういったところの説明は資料で提示していただけるのかということと、あとは、先ほど、村長のご答弁で、地域通貨の渋Payとか、そういったものに対しても検討をされたということなんですけれども、だんだんにいずれはそういった事業を全国的にもそういうふうの流れがある中で、クーポン券で紙で発行するという事は、ずっとその費用等もかかってくる、その費用差額や、例えば事業者さんの導入に対しても補助するなどして、一旦導入をすればその後ずっと継続できるというものを考えた、そこまで、先まで考えて検討した研究結果などは出ているんでしょうか。お伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 休憩します。

午後2時53分休憩

---

午後2時54分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 1点目の学校施設の環境整備交付金のほうが当初、補助金の限度額3分の1を超えて出ないかもしれないということで、村の予算を使ってお支払いしたのが結果的に入ってきたよということで、24ページに、歳入のところ、歳入補正で789万円というところで計上させていただいている、これの説明がちょっと複雑というか、細かく言ったもんですから、前の資料はどうだったんだろうということで質問されているんですけれども、前の議会の方に、こういう形で3分の1を超えているので、ここは安全を考えてもし補助金をつかいないということで村の財源を用いて使っていたのが結果的に出ましたよということなので、そのことを今回補正ということでご理解いただければ、過去の書類がどうだったかという形になっちゃうと切りがなくなってしまうので、今回はそのことをご理解いただければありがたいと考えております。

2点目については、総務企画課長のほうより答えさせますので。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどのお話でございます。

村内小売店等のところございまして、電子通貨等の検討というお話もございますが、やはり今回の補助金等は、やはり早期に住民の方に還元といいますか、支援できる、そういったようなところがございましたので、そちらの検討につきましてはしてございませんでした。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 2点ご答弁いただきましたけれども、そして、臨時会ということで、詳しい資料がないんで、数値以外なんですけれども、例えば交付金が来ることによって、一旦使っていたものは財政調整基金を繰入金と相殺してあるのか、そこだけ伺い、どこに相殺してあるのか伺いたいのと、今回のことは、早急に皆さんに使っていただきたいということで、検討はしなかったということですけども、こういうのが毎年来るような中で、ふだんから検討はしていなかったのかどうか、もう一度、そちらだけ伺いします。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの学校改善交付金等のほうにつきましては、一般財源が減額することによって、後にその執行残等が年度末等で出た場合につきましては、また財政調整基金にその金額の2分の1を下らない金額を積みよるような形となっております。

また、先ほど、こちらの時間的ないと言えないというところで申し上げましたが、検討のほうはさせていただいた中で、時間的余裕がないといったことで、村内の小店舗、企業の方まで負担をかけてしまうという時間的などというところでご理解いただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

8番波多野佐和子議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） これは村民もとても関心事でございます。また、以前、本村でありましたプレミアム付き商品券というのがまあ好評だったと。また、それをやってほしいというような村民の声もございます。今回は、その方式を採用せず、お買物券、全村民を対象としたそういったものを今回は採用したわけでございますが、その理由をお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 休憩します。

午後2時58分休憩

午後2時59分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） プレミアム付き商品券をやっている自治体もありますけれども、あれは今回も職員とも話をしたんですけれども、要は、それを買う原資を持っていないと買えないというか、例えばそのプレミアム商品券を、例えば1万円のもう1万は乗せてしてとありますけれども、じゃその1万円を払うことが必要なわけですよ。だから、そこが平等か公正公平かというか、その平等で行き渡るのかということを考えてときに、やはり全員にお配りするほうが、同じ額を。いいんじゃないかということで、これに決めました。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 分かりました。

それでは、今までもいろいろクーポン券が出ております。今日可決された後には、いつ頃からそれを実行するかというめどが立っていれば、お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今日補正予算をお認めいただければ、早急に委託契約を結びまして、目標といたしましては、4月1日から9月30日の期間を使えるようなクーポン券を発行したいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

先ほど、防犯カメラ等の設置の補助というところでございますが、会計年度任用職員という方を1人、この金額の方を採用するというような形になっておりますが、その業務内容等が分かりましたらお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど申し上げさせていただきました。やはりこの制度設計をいたしまして、やはり住民の方に周知する、そういった告知期間というのも必要となっております。そういった業務から、また、こちら、申請時に来ていただいたときに、書類の審査等もする、そういったところ、いろいろな業務、こちらのまた交付金のところでも充当できる、していただいているとこ

ろの業務も、もちろんそういったところで使えるというところでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今の関係で、物価対策というか、物価高騰対策ということで、12月の4月まで待つという大分寒さで困っちゃう人もいると思うので、もっと早急にできる暫定的に始める方法もあるんじゃないかと思うんです。4月という一般的なやり方じゃなくて、住民票さえあれば早めに出せるというような検討もされたかどうか1点。

いろいろ議会の都合でもう一点言わせていただくんですが、議案参考資料の20ページ、23款の学校教育施設等整備事業債というのが1,050万借金が増えるということなんですけれども、この借金を増やすわけなんですけれども、何か隣のページに3%から5%に金利が増えると言われていたんですけども、既に事業を確定していたので、1,000万を待たずして起債を起せば、20年間なり25年間にわたりそのただの2%金利を多く払わなくて済んだんじゃないかと、このご説明、この議案参考資料だけだとそういうふうに見えるんですけども、そこら辺について返答をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの話で、1点目でございます。

先ほどの制度設計等にやはり時間を要するというところでございますが、実際にクーポン券を4月に配布といったときに、それまでのつなぎというところで先ほど、3月に配布させていただいて、4月から使えるようにということで話がありましたけれども、その間、そのつなぎというところで、まずは水道というところで支援を支えていきたいというところで、早期にできるものというのいろいろ検討する中で、まずは水道というところをお示しさせていただいたところでございます。

また、地方債、こちら、21ページでございます。

利率につきまして、変更、年3%から年5%に変更というところでもございます。

なお、こちらにつきましては、限度額がこういった形で年5%になるというところでもございましたので、こちらに限度額までにとということで変更させていただいているものでございます。

以上でございます。

先ほど、そして、議案参考資料21ページにございますが、こちら、加えて、学校教育施設等整備事業債、こちらにつきましては、交付税算入がされるものというところで、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 借金が増えることには間違いがないので、3%とか5%というのは、敏感に動いていただきたいなど。国のお金も国民の国税から出たわけでございますから、村政の全体として、やっぱりそういうのは敏感に事業が終わったら起債を起こしていただきたいということが前提じゃないのかなと思うんですけども、それで今、水道がつなぎでやるとおっしゃったんですけども、水道のシステム改修が幾らと出ています。そして、今回の物価高騰クーポン券というんでしょうかね、これについての費用というんがあるわけですよ。ですので、柳岡議員も須田議員も、そういった費用が極力かからず、1円まで村民に享受いただけるようなという質問をされたんだと思うんですけども、水道であれば、1か月やろうが、2か月やろうが、3か月やろうが、約11万のシステム改修と。で、このクーポン券については、毎回400万円近い金額が出ていると。400万でどこまで即時への何とかペイができるかどうか分かりませんが、これも構築の仕方だと思うんですけども、それについての検討というのは、経費についての検討というのは、つなぎだから、安くできるからつないじやったというような考え方なのかどうかというのをお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時7分休憩

---

午後3時10分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほどの中島議員のご質問につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、学校施設環境改善交付金に伴う交付金については、総体の3分の1の補助、そして残額の90%について学校教育施設等整備事業債を起債するというので、先ほど総務企画課長からご説明を申し上げました。

こちらの補助額の決定につきましては、まだ見込みが立ったということで、正式な通知等来ておりません。細かい調整等もございます。この残額が確定いたしませんと起債の対象にならないということは、起債として扱えないということでございますので、この時期になったということでご説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの早期に対象となるような形の事業検討をというお話でござ

いましたが、こちら、クーポン券等の関係、電子通貨等の関係につきましても、先ほど、柳岡議員、そして、こちら須田議員さんのほうにも回答させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） そうしましたら、今、事業がある意味確定したということですが、もう既に随分前に議決をしていると思うんですけども、予算は。で、事業が確定して、その事業債が増えるということが分かったその日付を教えてください。それが1点。

もう一点は、議案参考資料47ページ、職員手当等の内訳の中で、期末手当、勤勉手当というのが一番下にあるんですけども、補正後、補正前比較、このうちの特定幹部職員と一般職の金額の内訳をそれぞれ教えてください。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時13分休憩

---

午後3時16分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 確定の日付ということでご質問がございました。

令和7年9月30日でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどお話ございました議案参考資料47ページ、職員手当等の内訳、期末手当、そして勤勉手当、こちらにつきましても、特定幹部職員と一般職内訳については、今、こちら、算出の根拠となるものの計算するところが明確なところの資料がございませんので、計算するお示しすることはできない、今、ちょっと内訳につきましては、すぐにこちら回答できるような状況にはございません。

○議長（善養寺 孝君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 今、中島議員の特定幹部職員と一般職員の内訳を出せということでは、たんですけども、本来、この資料をつくるのに職員全体でつくっていますので、特定幹部職員とい

うことで5級以上の職員がどのくらいの通勤手当あるいは特殊勤務手当、住居手当等の変更、それから、一般職員はそのほかに時間外も含めて、何時間過去やって、それがどのくらいの人勸で反映しているかを個別に一つ一つ全部計算しなければなりませんので、それを今回この資料では求めていなかったものを出せということになっていますので、それを報告するには1から計算し直さなければなりません。それなんで、出せということになれば、後日計算して出させていただきますが、それが私は何の意味があるのかはよく分からないんですが、出せといえば出させていただきます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時18分休憩

---

午後3時21分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

ここで、休憩いたします。

午後3時21分休憩

---

午後3時35分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

一倉総務企画課長から発言の申出がありましたので、許可いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、中島議員のほうから当初質問がございました、こちら議案参考資料5ページのところでお話しさせていただきました通勤手当に関してのところでございます。

ただいま……

〔「聞いていない。期末手当の」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 一番……

○総務企画課長（一倉 学君） 一番最初のほうに。

○議長（善養寺 孝君） ええ、一番最初。

○総務企画課長（一倉 学君） ええ。

○議長（善養寺 孝君） だから。どうぞ。

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、最初の質問のときにございましたこちらの通勤手当のところ、じゃ実際、現在、人がどのくらいの割り振りであるのかということでお話がございました。

こちら、まず2キロ未満の職員の人数につきましては、25人となっております。そして、2キロ以上5キロ未満の人数につきましては、28名。5キロ以上10キロ未満の人数につきましては、40名。10キロ以上15キロ未満につきましては、16名。そして、15キロ以上20キロ未満につきましては、6名。20キロ以上、25キロ未満につきましては、2名。25キロ以上から30キロ未満につきましては1名ということでございます。

また、質問のところ、またこちらのところで、議案参考資料47ページのところ、質疑でございました47ページの期末手当、そして勤勉手当、幹部職員と一般職での内訳というところにつきましては、現在、システム等でこちらの金額を算出したものを出しておりますので、こちら分けて積み上げてこちら内訳を照会するという形になりますと、非常に時間を要してしまうということで、こちらにつきましては後日回答させていただければと思います。

以上でございます。

先ほどのところで、級につきましては説明につきましては回答させていただきたいと思います。

特定幹部職員5級以上につきましては、こちら的人数が30名という形になってございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 先ほどにつきまして、討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」「議長、どういう討論ですか。反対討論というか、どうい  
う」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時38分休憩

---

午後3時50分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

〔「議長、休憩お願いします」「賛成討論」「賛成討論……」「討論  
終結じゃなくて、賛成討論」「議長、賛成討論をお願いします。  
議長、6番」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 6番須田仁美議員。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 終結前に、反対討論はなかったんですけども、賛成討論をさせていただきたく、お願いいたします。

〔「やっていいです」の声あり〕

○6番（須田仁美君） いや……

○議長（善養寺 孝君） うん、今、指した。

○6番（須田仁美君） 許可していない。

〔「賛成討論をやって」「やっていいんだよ」「いいんだよ」「須田  
さんじゃなくて違う人が賛成討論をやって……」の声あり〕

○6番（須田仁美君） いや、そういうわけじゃないけれども、賛成討論を許可していただきたい。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時51分休憩

---

午後3時51分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

賛成討論を許可いたします。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 許可ありがとうございます。

本議案について反対討論は出なかったんですけども、賛成の立場で、皆様に賛成していただきたく、討論をさせていただきます。

皆様からの質疑が大変たくさんありまして、いろいろな詳細が分かって、かなり今回の物価高騰等に対する支援、とても満遍なくできていて、きちんと考えられたものであると承知いたしました。

そこで、一番気になっていたのが、3月が家計にとっては一番出費がかさむ時期であるので、3月からのクーポン券の発行は難しいのかというところの疑問でございますが、クーポン券発行するためには商工会の皆様にご協力をいただければいけないということで、時期、時間を考えますと、4月からということが最短であるということについて納得いたしましたので、今議案につきましては、賛成させていただきます。お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今、暫時休憩で大変紛糾したんですけども、この補正予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

商工会という組織にお願いをするという慣例でございますが、今回、時期も時期なので、そのうちの3月分ということで、何らかの方法が考えられるのではないかなど。丸投げということじゃなくて、一部は産業振興課が扱うということを考えながら、で、全体の金額が1人1万円ということしかこちらのほうは聞いておりません。あとは、費用の金額。で、商工会にお願いするという話も、今日の話の中では会議録の中では出ておりませんので、商工会等にお願いすることは大賛成という立場でございますが、3月で使える分について、事務方が総意をもって頑張ってくださいと、お給料も上がったことですという意味で、賛成討論させていただきます。皆さん、ぜひこの物価高対策の補正予算について賛成をお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第4号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第7 議案第5号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第7、議案第5号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第5号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

議案書は19ページ、議案参考資料は51ページをお願いいたします。

説明は、議案参考資料によりさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、総額をそれぞれ12億7,091万6,000円としようとするものでございます。

初めに、歳入ですが、5款1項保険給付費等交付金（普通交付金）、補正額1,400万円の増です。これは、歳出の保険給付費の増に伴い、増額するものです。

続きまして、歳出になります。

2款2項高額療養費、補正額1,400万円の増額は、実績と見込額の不足により増額するものでございます。

説明は以上になります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第5号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第5号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第8 議案第6号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第8、議案第6号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第6号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

議案書は22ページ、議案参考資料は56ページをお願いいたします。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ6万6,000円を追加し、総額をそれぞれ13億7,175万円としようとするものでございます。

歳入予算は、7款1項一般会計繰入金、補正額6万6,000円の増です。これは歳出の増に伴い、増額するものです。

続きまして、歳出になります。

1款1項一般管理費、補正額6万円の増額、同3項認定審査等費6,000円の増額は、令和7年国家公務員の人事院勧告に準拠した会計年度任用職員報酬等を計上するものでございます。歳出と同額を一般会計から繰り入れ、歳入額としております。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第6号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第6号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決するこ

とに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第9 議案第7号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第9、議案第7号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

[上下水道課長 岡部貴一君発言]

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第7号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書25ページをご覧ください。

令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

それでは、第1条から説明してまいります。

第1条、補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款水道事業収益において、既決予定額3億2,008万5,000円に補正予定額11万円を追加し、計3億2,019万5,000円としようとするものでございます。

支出、第1款水道事業費用において、既決予定額3億751万8,000円に補正予定額140万7,000円を追加し、計3億892万5,000円としようとするものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費ですが、123万6,000円を追加し、3,117万8,000円に改めるものでございます。

第4条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金を受ける他会計補助金の金額30万円を719万3,000円に改めるものでございます。

続いて、議案参考資料にてご説明をいたします。

議案参考資料、63ページをご覧ください。

こちら、記載の概要のとおりでございます。

次に、64ページ、65ページは実施計画でございます。

66ページをご覧ください。

説明書にてご説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

1款1項1目給水収益では、水道料金を678万円減額しております。こちらは、水道料金の基本使用料を1か月分減免するための減となっております。

1款2項2目他会計補助金は、689万3,000円の増となっております。こちらは、水道料金の基本使用料1か月分を減免することにより減額となる水道料金及びそれに係る経費などについて、一般会計からの補助金を充てるための増額となっております。

続いて、67ページをご覧ください。

1款1項2目配水及び給水費として委託料が11万円の増額となっております。こちらは、水道料金の基本料金の減免に要するシステム関係委託の費用でございます。3目総係費として、129万7,000円の増額となっております。こちらは、令和7年の国家公務員の人事院勧告に準拠した職員の給与費、会計年度任用職員の報酬などを計上させていただいております。

以下、68ページ、69ページが予定キャッシュフロー計算書、70ページから73ページまでが給与費用明細書、74ページから77ページが予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で、令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いをいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番柳岡利精議員。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 今回の第7号なのですが、議案書25ページ、これ、訂正の言葉がなかったので確認なのですが、1款第1項営業費用となっておりますが、こちら、営業収益でよろしいですか。ほかの資料を見るとそのような形になっているんですが、ご確認させてください。

○議長（善養寺 孝君） 岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 失礼いたしました。

25ページの収入のところ、1款1項営業費用となっておりますけれども、申し訳ございません、営業収益の間違いでございます。よろしく願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第7号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第7号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第8号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第10、議案第8号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第8号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

議案書26ページをご覧ください。

令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

それでは、第1条から説明してまいります。

第1条、補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益において、既決予定額3億3,743万4,000円に補正予定額92万6,000円を追加し、計3億3,836万円としようとするものでございます。

支出、第1款下水道事業費用において、既決予定額4億3,643万4,000円に補正予定額92万6,000円を追加し、計4億3,736万円としようとするものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費ですが、94万1,000円を追加し、2,618万7,000円に改めるものでございます。

第4条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金を受ける他会計補助金の金額3億6,303万1,000円を3億6,395万7,000円に改めるものでございます。

続いて、議案参考資料にてご説明をいたします。

議案参考資料78ページをご覧ください。

こちら、記載の概要のとおりでございます。

次に、79、80ページは、実施計画でございます。

81ページをご覧ください。

説明書にてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

1款2項2目他会計補助金では、一般会計補助金92万6,000円の増額となっております。こちらは、令和7年の国家公務員の人事院勧告に準拠した職員給与費などに充てるための一般会計補助金で、支出額と同額を計上させていただいております。

続いて、82ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項3目総係費では、92万6,000円の増額となっております。こちらは、令和7年の国家公務員の人事院勧告に準拠した職員給与費、手当などの増、法定福利費のうち、退職手当負担金などの確定による減を計上させていただいております。

以下、83ページから86ページまでが給与費明細書、87ページ、88ページが予定キャッシュフロー計算書、89ページから92ページまで、予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で、令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いをいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第8号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第8号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で、本臨時会の付託事件は全て終了しましたので、議会を閉じます。

これで令和8年第1回榛東村議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 善養寺 孝

榛東村議会議員 波多野 佐和子

榛東村議会議員 中 島 由美子